

第1章 調査の概要

1 調査の目的

平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされ、市町村における基本計画の策定や支援センターの開設に向けた取組が進められているが、実際に基本計画を策定し、また、支援センターを開設した市町村は一部にとどまっている。

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護は、住民に身近な行政主体である市町村が果たす役割が極めて重要である。本調査では、地方公共団体における施策の現状と課題を把握し、国および地方公共団体における施策のあり方の検討に活用していくことを目的とする。

2 調査の対象

全都道府県、全市町村（東京23区含む）

[参考：47都道府県、1,750市区町村（平成22年3月31日時点）]

3 調査項目

項目	内容
都市規模について	自治体の規模の状況
基本計画について	基本計画の策定状況
支援センターについて	支援センターの設置状況、未設置の理由、設置に必要なもの、今後の設置予定
被害者相談事業について	相談窓口の状況、電話相談／面接相談の開設時間、男性からの相談対応の状況、外国語対応の状況、カウンセリング実施状況、法律相談実施状況、相談の質の向上のための取組、二次被害防止のための取組
被害者事業について	証明書の発行の状況
被害者支援事業への取組について	緊急時の安全確保、自立支援のための取組
暴力対策事業への取組について	若年層に対する予防啓発事業の状況、配偶者暴力加害者更生事業の状況
機関内連携について	庁内連携の状況、ワンストップ窓口の設置状況
官民連携について	官官・官民の連携状況、連携マニュアルの作成状況、広域連携の状況
民間シェルター等への財政支援について	民間団体への財政支援状況、財政支援内容、財政支援を行っていない理由
要望等について	配偶者暴力に関する施策への要望、国が実施している女性に対する暴力に関する取組への要望
基本属性	都道府県名、市町村名

4 調査の時期

調査実施期間

平成23年2月3日（木）～3月7日（月）

5 調査の方法

郵送留置・郵送回収法

配布方法：自記式調査票（アンケート用紙）の郵送
ウェブサイトからの調査票のダウンロード
電子媒体調査票のメール送信

回収方法：郵送・FAX・メールによる回収

6 回収結果

	調査票送付数	回収数	回収率
都道府県	47	47	100.0%
市	809	754	93.2%
町村	941	727	77.3%
不明		3	
計	1,797	1,531	85.2%

7 報告書を読むにあたっての注意

- (1) 表中の n は比率算出の基数であり、原則として集計総数（1,531）または分類別の集計数のことである。
- (2) 百分比は小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位までを表示したため、合計値が 100%を前後することがある。
- (3) 複数回答の設問の場合は、合計値が 100%を超える。
- (4) 表中の” - ” は回答数なしである。
- (5) 支援センターとは、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関である。
- (6) 集計に用いた自治体規模区分は次のとおりである。

都道府県
市
都市部（政令指定都市及び東京 23 区） 中核市 大都市（人口 20 万人以上の市で都市部及び中核市以外の市） 中都市（人口 10 万人以上 20 万人未満の市） 小都市（人口 10 万人未満の市）
町村